

# 特別支援教育体制推進事業「学生支援員」の有効な活動のあり方について

小方 朋子・長谷川 絵里\*

(特別支援教育) (香川県教育委員会事務局特別支援教育課主任指導主事)

760-8522 高松市幸町1-1 香川大学教育学部

\*760-8582 高松市天神前6-1 香川県教育委員会事務局特別支援教育課

## Effective Use of Students as School Assistant in Special Support Education

Tomoko Ogata and Eri Hasegawa

Faculty of Education, Kagawa University, 1-1, Saiwai-cho, Takamatsu 760-8522

\*Special Educational Needs Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1, Tenjinmae Takamatsu 760-8582

**要 旨** 平成19年度から特別支援教育の本格実施に至り、文部科学省は特別支援教育体制推進事業を拡大し、教員養成大学等の学生を利用した「学生支援員の活用」という事業を設けた。これをうけ、香川県においても特別支援教育体制推進事業として実施することになったので、特別支援教育課と協力して、昨年度香川大学教育学部は18名の学生を県下の小・中学校に派遣した。実際に公立小・中学校の通常学級において発達障害のある子どもたちに支援ができたことは学生たちにとって貴重な経験となった。またこれらの活動を検証することによって、次年度の課題も明らかになった。

**キーワード** 特別支援教育 特別支援教育体制推進事業 学生支援員 発達障害児

### 1. はじめに

文科省は平成19年度特別支援教育体制推進事業の一部を拡充し、「学生支援員を活用した支援」を開始することにした。これは「特別支援教育推進体制モデル事業」(平成15年度及び16年度)及び「特別支援教育体制推進事業」(平成17年度及び18年度)の事業内容を継承し、幼稚園から高等学校までの発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援の

ための支援体制の整備を推進することを目的とされたものである。香川県においても文科省の委嘱をうけ、香川県で実施する特別支援教育体制推進事業が定められ、その中で平成19年度から学生支援員の派遣がはじまることとなった。香川大学教育学部は香川県教育委員会特別支援教育課からの依頼を受けて学生を派遣することになった。

これまで香川大学教育学部の学生たちは、香川県教育委員会が主催する学生ボランティア

派遣事業を利用し、公立学校の現場を体験することはできたが、今回「通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒等に対する支援を行う」という目的で支援する対象を限定した試みであることから、特別支援教育コースの学生を中心に、特別支援教育の教員がアドバイスできる範囲で行うこととした。平成19年7月から平成20年3月まで約9ヶ月間、学生18名が香川県内の小中学校において学生支援員として子どもたちの支援にあたった。3月に支援が終了する時点で、学生にアンケート調査を行い、全員から回答を得た。

本稿では、このアンケート結果及び視察の状況などから、学生支援員は今後どのような活動を行うことができるのか、よりよい支援とはどのようなものか等を探るものである。

## 2. 学生支援員の制度

「平成19年度の学生支援員の活用 実施要項」と「実施細目」より、主なところを引用する。

目的：「学生支援員の活用」は、教員養成系大学等の学生を「学生支援員」として小・中学校等に配置し、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等に対する支援を行うことにより、校内支援体制の一層の充実を図ることを目的とする。

概要：

(1) 「学生支援員の活用」は、「香川大学教育学部と香川県教育委員会との連携協力に関する覚書」(平成14年5月30日)第3条第3号に基づき実施する。

(2) 香川県教育委員会は、香川大学教育学部から推薦のあった学生を「学生支援員」として、必要な公立小・中学校に配置する。

(3) 学生支援員は、配置された学校において、週当たり1～2日程度、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対し、学習補助等の支援を行う。

「学生支援員の活用 実施細目」より  
実施方法：

### (1) 学生支援員の募集等

県教育委員会は、香川大学教育学部に学生支援員の募集を依頼する。香川大学教育学部は、県教育委員会に学生支援員としてふさわしい当学部の学生を推薦する。

### (2) 学生支援員の研修等

運営協議会は、学生支援員に障害のある子どもへの支援について、基礎的な講習を実施する。香川大学教育学部は、派遣中の学生支援員の相談支援を随時行う。

### (3) 学生支援員の活動内容等

学生支援員は、派遣先小・中学校長の指導監督のもと、次のような支援を行うものとする。

- ・LD児へのサポート(板書を書き写す補助、教員の指示を繰り返し伝える)
- ・ADHD児へのサポート(席を離れる子どもへの対応)等

### (4) 学生支援員の勤務等

- ・学生支援員の任期は半年とし、再任されることを妨げない。
- ・学生支援員の支援活動は、原則として1週間に2日以内で校長が定める日とし勤務時間は原則として4時間以内とする。
- ・小・中学校は、学生支援員のサービスを指導監督するとともに、学生支援員活動実績簿を作成する。

### (5) 派遣等の手続き

- ア 学生支援員の派遣を希望する小・中学校は、申込書を提出する。
- イ 特別支援教育課は、希望調査を基に香川大学教育学部と学生支援員の選考を行い決定した内容を小・中学校に通知する。
- ウ 派遣通知を受けた小・中学校は、学生支援員と支援内容、期日等について協議の上決定し、学生支援員活用計画書を提出する。
- エ 小・中学校は、学生支援員活動実績簿を、毎月終了後、翌3日までに特別支援教育課まで提出するものとする。

平成19年度の学生支援員事前講習会は平成19年6月14日(木)に行った。内容は以下の通りである。

特別支援教育課課長挨拶

講話「学校の現状と学生支援員に期待すること」

高松市栗林小学校 好井貞夫

講義「学生支援員としての心得」

香川県教育委員会特別支援教育課主任指導主事

佐藤宏一

講義「発達障害のある児童生徒への支援」

香川大学教育学部 准教授 惠羅修吉

この講話や講義の中で、小・中学校の現状や、学生が学校へ行き、こどもたちと接する場合に考慮すべきことや心構えなどが話され、惠羅教員からはTTとしてクラスにはいるときの注意事項として次のようなことが示された。

- ①担任の先生との連携（打合せ）は大切
- ②担任の先生を如何に支援するか、担任のニーズ、教室のニーズに配慮
- ③直接的な支援だけでなく間接的な支援が重要
- ④当該児童生徒に対しては「積極的支援」より「消極的支援」が理想
- ⑤何か困ったことがあっても、一人で責任をとろうとしたり、一人で解決しようとはしない以上のような注意事項を与え、何か困ったことがあれば必ず相談するようにと伝えて、7月から活動を開始した。

### 3. 実際の活動について（学生に対するアンケート調査の結果）

6月の末に県下の小・中学校60校あまりから希望が出てきたが、すべてに送ることは無理だったので、公共交通機関が利用しやすいか、自転車で行けるか等の都合から全部で18校18名を派遣することになった。学生の時間割の都合上後期から開始したものもある。

学生のクラスへの入り方は学校によって様々であり、4時間すべて同じクラス、2時間ずつ2クラス、1時間ずつすべて違うクラス、朝の会まで入れると5クラスを回っている学生もいた。

派遣された学生たちはこの学生支援員の活動

をどのように感じたのか、以下はアンケート結果である。（平成19年度の学生支援員18名全員が回答）

#### 問1 指導時間・回数について

- (1) 1日あたりの指導時間はどのくらいが適当と感じますか。

2時間以下	3時間	4時間	5時間	6時間以上	その他
0	2	15	0	0	1

- (2) 週あたりの回数はどのくらいが適当と感じますか。

1回	2回	3回	4回	5回
9	6	1	0	1

#### 問2 指導内容・方法について

- (1) 支援をした主な教科等はどれですか。（複数回答可）

国語	算数・数学	社会	理科	生活	英語	体育
12	15	6	7	3	3	4
音楽	図工・美術	技術家庭	総合	学活	その他	
8	5	2	1	3	3	

- (2) 担当教員とどのような形態で支援にありましたか。

主に対象の児童生徒（1名）について支援した。	4
主に対象の児童生徒（複数名）について支援した。	2
教室を巡視しながら、対象の児童生徒を中心に支援した。	8
対象の児童生徒に限らず、支援が必要と考えられる児童生徒の支援をした。	5
その他	0

問3 学校との事前打合せについて

(1) 支援を始めるにあたっての、打合せには誰が参加しましたか。(複数回答可)

校長	教頭	コーディネーター	学級担任	学年主任	養護教諭	その他
9	15	7	6	0	1	1

(2) 学校からの説明で、支援内容の見通しがもてましたか。

よくもてた	0
もてた	7
あまりもてなかった	9
もてなかった	2
その他	0

問4 当日の打合せについて

(1) 支援にあたって、担当教員との打合せ等はどのようにしましたか。

授業前に支援内容について打合せをした。	3
打合せはせず、授業中に指示を受けていた。	6
支援内容については、ほとんど任されていた。	11
その他	0

(2) 支援後、担当教員との話し合い等はどのようになされていましたか。

支援内容等について、必ず話し合いの時間をとった。	1
支援内容等について、よく話し合いの時間をとった。	2
支援内容等について、あまり話し合いの時間はなかった。	2
支援内容等について、ほとんど話し合いの時間はなかった。	11
その他	2

(3) 支援にあたって、担当教員との連携はどのようでしたか。

たいへんうまくとれた	0
うまくとれた	4
あまりとれなかった	9
とれなかった	4
その他	1

(4) 担当教員以外にどのような教員と話したり、指導を受けたりしましたか。

校長	教頭	学級担任	養護教諭	その他
6	12	7	1	5

問5 支援した児童生徒について

(1) 主に支援した児童生徒の学年を多い順に番号を付けてください。

小学校

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4	5	2	7	6	3

中学校

1年生	2年生	3年生
3	2	2

(2) 支援した児童生徒との関係をどのように感じていますか。

たいへんうまくいっている	4
うまくいっている	8
あまりうまくいっていない	2
うまくいっていない	0
その他	4

(3) 支援による児童生徒の変容をどのように感じていますか。

大変効果がある	0
効果がある	8
あまり効果がない	7
全く効果がない	1
その他	2

(4) 支援をする際、児童生徒への対応や反応に困ったことはありますか。

ある	16
ない	2

問6 「学生支援員の活用」について

(1) 「学生支援員の活用」についてどのように考えていますか。

積極的に実施すべき	7
実施すべき	5
あまり必要性を感じない	2
必要性を感じない	0
その他	3

(2) 学生支援員の経験は、将来の自分にとって役立つものと考えていますか。

大変役立つ	6
役立つ	12
あまり役立つ	0
全く役立つ	0
その他	0

(3) 事前にどのようなことを学んでおくことが必要だと思いますか。(複数回答可)

特別支援教育の考え方	8
障害の理解	14
指導法	12
指導技術	7
学校の実態	12
教材・教具	4
その他	2

(4) 勤務内容について(仕事量・勤務時間)についてどのように感じていますか。

多すぎる	0
適切である	12
物足りない	5
その他	0

(5) 本事業への参加をどのように感じていますか。

大変よかった	4
よかった	11
あまりよくなかった	3
よくなかった	0
その他	

〈自由記述より〉

1. 学生支援員として、どのようなことを学びましたか

- ・公立学校の実態(支援が必要な子どもの存在、児童生徒の学力、教師の仕事の忙しさ、本の知識ではない実際の子どもの様子、つまずきの実態、学級経営など)
- ・自分の力不足

2. 小・中学校における「特別支援教育」についてどのような感想を持ちましたか

- ・教職員間での連携は進んでいるのでは
- ・まだ手探りの状態、でも徐々に変わってきている
- ・管理職の理解で変わってくるのでは
- ・支援しなくてはいけない子どもはいるけれどもなかなか難しい(他の子どもとのかねあい、教員の忙しさ)
- ・関心の低さが感じられた
- ・中学校は小学校段階でどうにかすべきと思っている

3. 「学生支援員の活用」事業全般についての意見

- ・週1回では足りない、でも行けない
- ・どこまでやればよいかをはっきり伝えてほしい
- ・学校が学生支援員をどう使おうとしているのかを明確にしてほしい
- ・打合せ、意見交換の時間が必要
- ・受け入れる学校には負担になっているのではないだろうか
- ・できれば一クラスにずっといる方がよいのではないかと
- ・いろいろなクラスのカラーを楽しめた

#### 4. 学校側からの感想

10月の末から年度末にかけて、特別支援教育課の指導主事と大学教員が、学生支援員を派遣している9校をまわり、支援の様子を見せてもらい、学校側からの話を聞くことができた。学校側の意見には以下のようなものがあった。

- ・子どもとの関係もよく子どもが頼りにしている。
- ・保護者も支援員がついてくれていることを喜んでいる
- ・対象児も非常に喜んでおり、支援員がいるときは、対象児の状態もとてもよい
- ・細かく指導してくれる、すぐ動いてくれて助かる
- ・支援員が対象児に支援をしてくれているので授業がスムーズに進むようになった
- ・子どもは非常に喜んでる
- ・教職員も、支援員の動きに刺激をうけ相乗効果がある
- ・担任の固定した見方が、学生支援員からの視点を入れることで新たな見方ができるようになった
- ・回数を重ねるごとに、具体的な支援員の活用方法を考えることができるようになった

学校側からは、派遣の回数を増やして欲しいという要望が多かった。しかし学生の都合上週に2回行くのはなかなか困難であった。

どの学校もほんの一時間ほどの授業参観でしかなかったが、授業者が特別支援教育を理解して授業を進めているところの方が上手に学生支援員を活用しているように思われた。

#### 5. おわりに

先日行われた平成20年度の「学生支援員の活用」のガイダンスにおいて、平成19年度に学生支援員を受け入れたある小学校の教頭先生が「学生支援員に期待すること」という講話をしてくださった。平成19年度に活動した学生支援員は、対象児ととてもよい関係ができていたこ

と、クラスメートと対象児の関係をつないでくれたこと、担任の気づかないことを伝えてくれたこと、などが紹介された。

アンケートの結果にもあらわれているように、学生は学生支援員としての活動をととても自分のためになった、とても学びの多いものであったと感じている。

今後もまた学生が貴重な体験ができ、また学校現場において多少なりとも役に立つことができるために、以下のことを考えて今後学生支援員の活用ができたらと思う。

##### ①情報の共有

学生支援員を有効に活用するためにはまず、学校側が特別支援教育をよく理解していることが前提であり、その上で対象児童についての認識や支援のあり方についての共通理解を図るための打合せなどが必須である。時間がとれなければ、記録ノートのやりとりなどの工夫があれば有効である。打合せや意見交換の時間が必要である理由としては、児童・生徒の情報がある程度あった方が学生は動きやすいし、学校や担任、授業者の特別支援教育に対する認識がどの程度かを知っておきたいのはもちろんのこと、学生支援員をどう活用しようと思っているのか(期待、仕事内容、役割)がわからないと学生たちは動けないからである。また学生たちはまだ自分たちに自信がないため、学校に指導してもらいたいと思っている。

もし打合せの時間がなかったら、一クラスだけに配属するか、教科担任の一人の先生について行くということも考えられる。ある小学校はノートを1冊準備し、それに学生支援員がその日の対象児の様子、周囲の子どもたちの態度や発言など気づいたことを書き、それに担任、特別支援教育コーディネーター、校長がコメントし、情報の共有を図っていた。担任は学生が疑問に思っ質問したことなどにもていねいに答えてくださっていた。なかなかその日のうちに時間をとることは困難であるが、ノート一冊でもあればそれを多少は補うことができるようである。

②大学側のフォロー

当初から何か問題が起こった場合は大学教員と特別支援教育課が対応するということを学生たちには伝えておいた。大学側だけで解決できる問題（子どもへの対応の仕方や相手校とのやりとりの仕方等学生の不安解消）ではなく、相手校が学生支援員の制度を理解していない、学生の活用の仕方が違うといった場合は特別支援教育課を通して学校に伝えてもらった。

全体を通して大きなトラブルはなかったが、学生たちは小さなことでも迷う。曜日の変更、教室での動き方、打合せの仕方、学校の先生方を相手にどのように交渉したらよいのか、自分の都合や考えを伝えてもよいものか、どうしたらよいかわからないと伝えてもよいか、やっていることに自信がない、特に役に立っているようなことをしていないがこのような状態でよい

のか、等々学生たちが悩むこと、不安に思っていることは些細なことが多い。

活動を行っている先の小・中学校にすべて学生をお任せしてしまえば、なかなか有意義な活動になりにくいのではないかと。迷ったとき、不安なとき、不満があるときに大学側がすぐにその対応ができる状態を作っておき、教育委員会と連携してそれらの問題に当たることができる体勢を作っておくことは重要であると考え

る。また平成20年度には20人を超える学生たちが学生支援員として小・中学校に派遣される予定である。昨年度の経験を活かして、受け入れる学校側にもメリットがあり、かつ学生たちが公立小・中学校の通常学級で発達障害のある子どもの支援を体験し、学校現場を体験できる有意義な活動にしていきたい。